平成 24 年度　事務事業評価シート(平成 23 年度実施事業)

整理番号	市人権01

事務事業名	人権施策基本方針及び基本計画の策定事業			予算科目	会計	1 一般会計
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	4	魅力ある地域社会を拓く活力あるまち		款	3 民生費
					項	1 社会福祉費
					目	7 人権施策費
	施策(節)	1	平和意識・人権尊重		事業	53 人権施策基本方針及び基本計画
	施策の方向	(3)	人権擁護に関する施策の充実	作成部署		市民人権部人権推進課
関連する計画等				連絡先		072 - 958 - 1111　内線　1054

事業の目的

対象（誰を・何を）

市民

意図（どういう状態にしたいのか）

すべての市民がお互いの基本的人権を尊重し、真に自由で差別のないまちを実現する。

事業の内容

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第５条（地方公共団体の責務）に基づき、国及び大阪府の方針・計画、「羽曳野市人権条例」第３条（市の役割）や「羽曳野市の人権に関する施策について（答申）改訂版」第５章（人権施策の推進にあたって）、人権に関する市民意識調査の結果などをふまえ、羽曳野市総合基本計画や各種個別方針・計画との整合を図り、人権に関する施策の総合的かつ計画的な取り組みを推進するために、羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画を策定する。

根拠法令等	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、羽曳野市人権条例		
事業開始時期	平成　23 年度開始	終了年度	平成 23 年度
事業開始時からの状況変化			
市民や議会の要望			
実施手法	☐ 直営　☑ 一部委託　☐ 全部委託　☐ 補助金・助成金　☐ その他(　　)		
委託先	☐ 外郭団体委託　名称 / ☑ 民間委託	委託内容	羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画策定業務(基本方針及び基本計画の策定、市民意識調査の実施と分析、人権審議会・策定委員会の運営支援等)

区分		22年度(実績)	23年度(実績)	24年度(見込み)
事業費【1】	(千円)	0	2,569	0
人件費【2】	(千円)	0	5,520	0
職員数	正規職員	0.00 人	0.80 人	0.00 人
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費（【1】＋【2】）【A】	(千円)	0	8,089	0
財源内訳	国費 (千円)	0	0	0
	府費 (千円)	0	0	0
	市債 (千円)	0	0	0
	その他 (手数料・使用料等) (千円)	0	0	0
	一般財源 (千円)	0	8,089	0

活動指標(事業の活動実績)【B】	単位	22年度	23年度	24年度(目標)
① 策定委員会・課長会、人権審議会の開催	回	0	13	0
② 市民意識調査の実施	人	0	1,500	0
③ パブリックコメントの実施	回	0	1	0
活動単位当たりコスト(【A】／【B】①)		円	622,231 円	円
市民１人当たりコスト(【A】／人口)		0 円	69 円	0 円

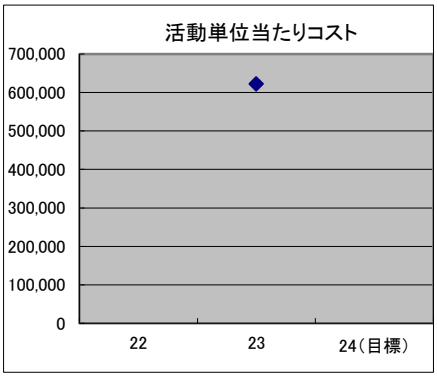

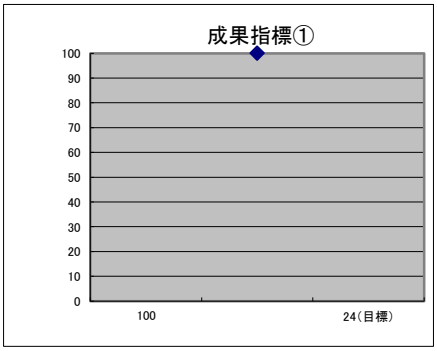

成果指標（事業目的の達成度を測る指標）

	指標名	単位	指標設定の考え方		平成22年度	平成23年度		平成24年度
①	基本方針及び基本計画の策定率 (式)	%	法令に基づいた基本方針及び基本計画の策定	目標		100	達成率(%)	
				実績		100	100.0%	
②	(式)			目標			達成率(%)	
				実績				

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	法令に基づく事務事業
	○			○							

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☐	☐	☑	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく事務事業である。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☐	☐	☑	
		社会情勢の変化に対応している	☑	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☐	☐	☑	
		国・府の事業と重複していない	☐	☐	☑	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☐	☐	☑	
		緊急性が認められる	☐	☐	☑	
	効率性	単位コストが適切である（経年、他市比較など）	☑	☐	☐	委託業者については、企画提案方式による選定であったため、より効率的で効果的な方針及び計画の策定ができた。
		受益者負担の割合は適当である	☐	☐	☑	
		人員を削減する余地がない	☑	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☑	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☑	☐	☐	
		市の他事業と重複していない	☑	☐	☐	
		民間活力（民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど）の活用について検討の余地がない	☑	☐	☐	
	有効性	上位の施策（目的）が明確である	☑	☐	☐	羽曳野市総合基本計画や各種個別方針・計画とも関係する事務事業であるため、市施策上有効である。
		上位の施策（目的）への貢献度が高い事業である	☑	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☑	☐	☐	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☑	☐	☐	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☑	☐	☐	方針及び計画を策定する過程において、「市民意識調査」、「パブリックコメント」を実施し、また、人権審議会の意見を聴くなど市民の参画を図っている。
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☑	☐	☐	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☑	☐	☐	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☑	☐	☐	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☑	☐	☐	方針及び計画の策定が平成23年度で完了したため目的を達成している。
		成果指標の実績値は目標値以上である	☑	☐	☐	
		成果指標は前年度より向上している	☑	☐	☐	

担当部局評価	
	総合評価
	☐ 拡大・充実　☐ 現状維持　☐ 方法改善　☐ 民営化・民間委託　☐ 縮小　☐ 廃止・休止　☑ 完了
	評価の理由
	法令等に基づく「羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画」を策定したため。
	今後に向けて（取組方針、具体的な改善改革案など）